

身体的拘束等の適正化のための指針

秋田聖徳会養護老人ホーム（一般型特定施設）

1. 秋田聖徳会養護老人ホーム（一般型特定施設）は、介護サービスの提供にあたって、当該利用者またはその他の利用者等が生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為は行わない。
2. 緊急やむを得ない場合においては、身体拘束廃止委員会（以下「委員会」という）を開催し、身体的拘束時の確認手続きや、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況等の検証と緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
3. 委員会の構成は、委員長を施設長とし、委員は事務長（管理職等）・生活相談員（副主任級以上等）・看護師・栄養士・その他必要（担当職員等）とする職員で構成する。
4. 委員会の責務
 - (1) 「身体拘束ゼロ」の方針を明確にし、全員への周知徹底。
 - ① 定期的な委員会の開催（3月に1回）
 - ② 「緊急やむを得ない場合」が生じた際の適宜開催
 - ③ 定期的な「身体拘束等の行動制限」についての研修の開催
 - ④ 身体拘束に関連する外部研修への参加
 - (2) 委員会による、身体拘束を未然に防ぐ取り組み
 - ① 身体拘束に陥る危険性の高い入所者の把握
 - ② 介護の見直しや事故防止等マニュアルの検討
 - ③ 代替の選択を増やすための、環境整備および福祉用具等の検討
 - (3) 緊急やむを得ない場合における判断
 - ① 〈切迫性〉身体拘束を行うことにより、利用者または他の利用者が日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ② 〈非代替性〉身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替える方法がない
なお、実施する場合であっては、必要最小限の「方法」「時間」「機関」「安全性」および「身体的・精神的負担の軽減」を図る
 - ③ 〈一時性〉身体的拘束等行動制限が一時的な物であること

5. 平常時の取り組み

- (1) 利用者等の日常観察による適切な介護サービス提供のため把握。
 - ① 申送りおよびカンファレンス等による利用者の情報共有
 - ② 事故等のリスク軽減のための取り組み（環境改善等）
 - ③ 新入所または退院時のリスク管理
 - ④ 要因（生活パターン、心身状態、環境、ケア方法等）を継続的に探り、予測的に対応する
 - ⑤ 認知症高齢者へのケアと事故予防への積極的な取り組み（リスクマネジメント）
 - ⑥ 事故報告およびヒヤリハットの記録整備と再発防止への活用（なぜ転倒するのか、なぜ徘徊するのか等、行動障害や事故誘発の検討）
- (2) 家族の理解を得ること。（本人の身体拘束となる行動制限を家族から求められた場合）
 - ① 身体拘束廃止の基本方針を説明
 - ② 本人にとっての身体拘束の弊害と、具体的な代替手段の提示
 - ③ すぐに理解が得られない場合、納得を得るための説明内容の検証と継続的なかわりに努める

6. 身体拘束の対象となる具体的な行為等については次のとおりである。

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- (12) その他

7. 身体拘束を実施するまでの手続き

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するか判断をする。
 - ① 委員会の開催

- ②「切迫性」「非代替性」「一時性」の有無を検討
 - ③施設長の決裁により承認
 - (2) 利用者及び家族等（以下「利用者等」という）の説明。
 - ①身体拘束の内容・目的・理由・時間と期間の説明
 - ②「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（別紙1）により説明を行い、同意書にて承諾を得る。
 - (3) 身体拘束実施後の再検討
 - ①経過の記録と観察をする
 - ②要件に該当しなくなった場合には委員会に置いて再検討し解除の時期を決める
 - (4) 身体拘束解除後の対応。
 - ①利用者等へ、介助の旨を伝える
 - ②解除後の心身の状態や環境を観察し、経過を記録する
- ※別紙2の「身体拘束等の行動制限」フローチャートにより対応していく。

8. 当該指針の閲覧について

本方針は施設内で利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにするとともに、当法人ホームページにも公開し、積極的な閲覧の推進に努める。

附則

1. この要領は、平成18年10月1日から施行する。
2. この要領は、平成29年10月1日から施行する。

(別紙1)

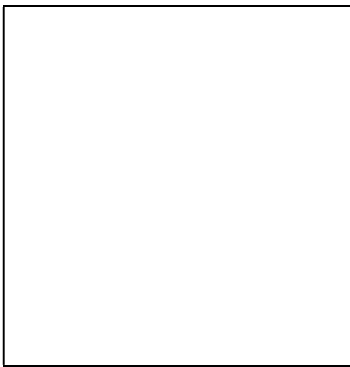
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書

様

1. あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時価等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、介助することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由			
身体拘束の部位 (人体図使用)		拘束方法	
拘束の時間帯	①	時 分 ~	時 分
および時間	②	時 分 ~	時 分
特記すべき心身の状況			
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日	時 分~	(解除予定日 令和 年 月 日頃)

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

秋田聖徳会養護老人ホーム
施設長
記録者

印
印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏 名
(本人との続柄

印
)

(別紙2)

『身体拘束等の行動制限』の対応フローチャート

